

付帯事業実施に関する協定(案)

箕面市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、下記の条項により（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）の（仮称）新箕面駅高架下における付帯事業実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が、甲の実施した（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の入札説明書、要求水準書及びこれらに関連する書類（以下「入札説明書等」という。）に定める事項を遵守すること、及び入札における事業提案内容（以下「提案内容」という。）の履行を確認し、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に運営管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（運営管理者）

第2条 甲は、本協定締結をもって、第5条に定める使用区画について、乙に運営管理を行わせるものとする。

2 乙が運営管理者として行う運営管理の業務の範囲は次の各号に示すとおりとする。

(1) 第5条に定める使用区画内で店舗運営を行うために必要な一切の業務（設計、施工、店舗テナントの誘致、店舗テナントの管理運営を含むがこれに限らない）

(2) 関係者との協議その他の準備

3 乙は、第5条に定める使用区画について道路法（昭和27年法律第180号）（以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用許可」という。）を受けた時点で運営管理者となり、次章以下の規定に基づいて業務を行うものとする。

4 本協定が、期間満了により効力を失ったときは、乙は、当然に運営管理予定者または運営管理者の地位を失う。

（協定期限）

第3条 本協定の有効期限は、●年●月●日から●年●月●日までとする。

（事業年度）

第4条 運営管理における事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(使用区画)

第5条 乙が運営管理を行うため使用する区画は、別紙に示す（仮称）新箕面駅高架下の区画とする。

(使用の態様)

第6条 乙は、前条に定める使用区画についてやむを得ず提案内容から変更すべき事由が発生した場合には、甲乙協議のうえ、変更することができる。

(占有許可申請)

第7条 甲は、使用区画を●年●月●日までに乙に引き渡すものとし、当該期日の6か月前までに乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知があったときは、箕面市道路占有規則（昭和46年規則第1号）（以下「規則」という。）第3条に基づき、甲に対し速やかに当該通知のあった使用区画の占有許可に関する申請手続きを行うものとする。

(占有期間)

第8条 占有許可の期間は、規則第4条に規定する道路占有許可書に記載する占有の期間の初日から5年以内とする。以降、第3条に記載された本協定期間の終了日までを限度として、5年毎に更新するものとする。

2 乙は、占有許可の更新を受けようとするときは、占有期間満了日の3ヶ月前までに申請しなければならない。

(権利義務の譲渡制限等)

第9条 乙は、本協定または占有許可により生ずる権利または義務を甲の承認なく第三者に譲渡することができない。ただし、乙の会社再編または組織変更等により、運営管理の所管会社に変更となった場合は、この限りでない。

(占有料)

第10条 乙は、法第39条第1項に規定する占有料について、箕面市道路占有料条例（昭和60年条例第16号）（以下「条例」という。）第2条に規定する額を、甲の指定する期日までに甲が指定する方法で甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の協定解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号に示す項目（以下「解除事由」という。）の一に該当すると認めたときは、本協定を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 2 項の占有許可申請を行わないとき
- (2) 乙に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（乙の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき

(占有許可更新申請をしない申出)

第 13 条 乙が、自己の都合により、占有許可の更新申請をしないことを希望する場合は、満了日の 3 か月前までに申し出なければならない。

(原状回復)

第 14 条 乙は、占有期間が満了し更新されなかったとき、または占有許可を取り消されたときは、満了日、または取消し日までに運営管理を終了する。また、甲と乙は、協議により決定する期間内に、乙は自己の費用で使用区画を原状回復のうえ、甲に明け渡さなければならない。ただし、甲乙協議により使用区画の原状回復及び乙の費用負担等について甲が承認する場合はこの限りでない。

(協定の変更)

第 15 条 運営管理に関し運営管理の前提となる条件若しくは内容が変更になった場合、または特別な事情が生じた場合は、甲乙の協議により本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 本協定に関し疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄合意)

第 16 条 本協定、その他運営管理に関して生じた甲乙の紛争については、大

阪地方裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

箕面市

箕面市長 倉田哲郎

印

乙

住 所

商号又は名称 株式会社

代表者氏名 代表取締役

印